

「いづいな」活動紹介

西ノ島町の皆様こんにちは。1992年に西ノ島町家族会から始まりました『いづいな』も社会福祉法人となり今年で11年目となりました。現在では障がい福祉サービス事業所として就労継続支援B型、生活介護事業を行っています。毎日12〜15名の障がいを持たれた方が通って来られ、いろいろな作業を頑張っています。

現在行っている主な作業は西ノ島町の公共トイレ、黒木公民館、みゆき荘の清掃作業、岩力キ採苗器加工野菜作りです。さらに今年度から、隠岐島前病院のリハビリ室の清掃を請け負っています。利用者全員一生懸命作業しております。清掃作業をしているところを見かけることがありましたら皆の励みになりますので声をかけて頂けると嬉しく思います。

また、JAにてごさいなで栽培した野菜を販売しております。現在じゃがいもが並んでいます。今後、他の野菜も店頭に並べていきたいと思っています。ぜひ、お買い求めください。



わがとの文化財

「軍刀及び札」が西ノ島町の文化財に指定

故若松栄次郎さん（三度）から西ノ島町に寄贈された「軍刀（たち）及び札」が、6月23日に西ノ島町の文化財に指定されました。

戦後の武装解除により接収され、元米兵の男性が戦利品として米国に持ち帰って大切に保存されていたこの軍刀は、69年の歳月を経て遺族の元に帰ってきました。

工芸品としての軍刀そのものの価値もさることながら、戦中・戦後の歴史や平和について、後世に伝えていくべき貴重な文化財であるといえます。（この刀が戦後押収されてから日本に返還されるまでの経緯は、広報にしのみま



平成26年5月号にて詳細を掲載しております。）

この軍刀は現在、別府の「ふるさと館」に展示してあります。時を超えて日本人と米国人を結んだこの軍刀をぜひ一度ご覧いただければと思います。

【文化財指定の取消し】

平成25年7月25日に西ノ島町の文化財に「珪化木」として指定しました岩石は、5月23日、島根大学名誉教授山内靖喜氏の鑑定で「流紋状の粗面岩（溶岩）」であることが判明しました。

西ノ島町の文化財指定を取り消させていただきますとともに、町民の皆様、関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

★ふるさと子ども体験隊★



7月》 マリンスポーツをたいけんしよう！

中央公民館では7月に、児童・保護者・ボランティア・計34名で、クラブノアの方々の指導のもと、マリンスポーツ（カヌー）を体験しました。当日は、風と波が少しあり心配しましたが、子ども達は上手に体験することができました。保護者の方の参加も多くみられ、子ども達と一緒にカヌーに乗りました。カヌーが初めての方でも、十分に楽しむことができました。

片づけの後には自由遊泳、飛び込みなどを楽しみ、天候にも負けない子ども達の歓声が響いていました。最後に全員でバーベキューをしてお腹いっぱいになりました。

お世話になったクラブノアの方、救助艇の方、ボランティアの皆さま、ありがとうございました！

ふるさと子ども体験隊では、小学生を対象に自然や食文化などをテーマに、ふるさとの良さを体験できるような活動を計画しています。ぜひ子ども達と一緒に参加してください！おじいちゃん、おばあちゃんの参加もお待ちしております。 教育課



子や孫に つなげていきたい 道がある

“普段何気なく利用している「道路」は、日常生活に欠かせないものです”

8月は「道路ふれあい月間」です。

「子や孫に つなげていきたい 道がある」が、平成26年度の全国推進標語です。高齢化社会の中、おばあさんから家族に対する愛情が感じられます。狭い道、広い道、曲った道、真直ぐな道など、道路は色々です。

この機会に、道路のことを少し考えてみては、どうでしょう。道路はみなさんの貴重な財産です。道路への愛着を深め、身近な財産をみんなで守っていきましょう。

情報の提供をお願いします。

道路の安全安心を保ち、利便性を高めるため、県と町では道路パトロールや除草・枝切り作業を行い、維持管理に努めています。「道路の陥没穴」・「外灯が消えている」・「落下物」などを発見されたら、情報提供をお願いします。このことは、通行の支障の解決や事故の防止などにつながります。

みなさんと一緒に取り組みです。

道路へ、生垣や庭木の枝が出ていませんか？交通事故の原因にもなります。道路に、タバコや空き缶のポイ捨てはありませんか？ マナーは守りましょう。ご自宅の周りを点検しながら、地域全体で声を掛け合い、気持ち良く利用できる道路にするために、ご協力をお願いします。



県土整備局 島前事業部 TEL 7-9112
水産局 島前出張所 TEL 7-9105
西ノ島町 環境整備課 TEL 6-1748

生ごみ処理機器購入経費補助金交付制度について

町では、ごみの減量化を目的として、生ごみ処理機器を購入した世帯に、予算の範囲内で補助金を交付しています。

新規購入の世帯だけではなく、故障などによる買い替えの世帯も対象となりますので、ぜひご利用ください。

補助金の額は、町内販売店で購入した場合、価格の 1/2 (上限 2 万円)

町外販売店で購入した場合、価格の 1/3 (上限 1 万円) となります。

◆生ゴミ処理機（乾燥式）を使うと…

- ・ごみの体積が半分以下になる
- ・独特の生ごみ臭がしない
- ・音は、換気扇や食洗機と同じぐらい
- ・魚類も ok
- ・処理物は、堆肥として園芸や家庭菜園にも利用できる

注) 機種によって違いますので、カタログや店頭等でご確認ください。

申請に必要な書類等については、環境整備課までお問い合わせください。

環境整備課 (6) 1748

